

令和2年 第1回臨時会

摂津市議会会議録

令和2年4月23日開会

令和2年4月23日閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和2年第1回臨時会

○4月23日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 報告第2号	1- 3
報告（総務部長）	
採決	
日程3 議案第34号	1- 5
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（野口博議員、藤浦雅彦議員、三好俊範議員）	
討論（水谷毅議員、安藤薫議員、香川良平議員、松本暁彦議員）	
採決	
日程4 議案第35号	1-18
提案理由の説明（市長公室長）	
採決	
日程5 議会議案第7号	1-19
提案理由の説明（福住礼子議員）	
採決	
閉会の宣告	1-20

☆添付資料

議決結果一覧	資料- 1
--------	-------

令和2年第1回摂津市議会臨時会会議録

令和2年4月23日(木曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (18名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	弘 豊
9 番	増永和起	10 番	渡辺慎吾
11 番	森西 正	12 番	三好義治
13 番	檜村一臣	14 番	三好俊範
15 番	香川良平	16 番	松本暁彦
17 番	光好博幸	18 番	嶋野浩一朗

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	大橋徹之
総 務 部 長	山口 猛	総 務 部 理 事	辰巳裕志
生活環境部長	松方和彦	保 健 福 祉 部 長	野村真二
保健福祉部理事	平井貴志	建 設 部 長	高尾和宏
上下水道部長	末永利彦	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人士
教 育 委 員 会 次世代育成部長	小林寿弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋本英樹
消 防 長	明原 修		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	溝口哲也
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | | |
|----|-------------|---|
| 1, | | 会期決定の件 |
| 2, | 報 告 第 2 号 | 摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件 |
| 3, | 議 案 第 3 4 号 | 令和 2 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 4, | 議 案 第 3 5 号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 5, | 議会議案 第 7 号 | 摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 5 まで

(午前10時 開会)

○村上英明議長 ただいまから令和2年第1回摂津市議会臨時会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日は、令和2年第1回目の臨時議会を招集させていただきましたところ、議員各位にはお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、今、新型コロナウイルス感染症、これが世界中を震撼させていると言ってもいいと思います。我が国でも、国、また、都道府県レベルで様々な取り組みが行われておりますけれども、私ども、市民の皆さんに一番身近にある行政としても、何らかのお役に立たなくてはなりません。そういうことで、後ほど関連予算等々をご審議賜りますが、どうぞよろしく願いいたします。

つきましては、この後、予算案件といたしまして、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第1号)、条例案件といたしまして、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、報告案件といたしまして、摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件、合計3件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決、ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、開会に当たり、一言のご挨拶を申し上げます。ありがとうございます。

○村上英明議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び安藤議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

この臨時会の会期は、本日の1日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、報告第2号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 報告第2号、摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたすものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

議案参考資料(報告第2号)の新旧対照表も併せてご参照願います。

第1条は、摂津市税条例(平成16年摂津市条例第29号)の一部を改正する条例でございます。

まず、第30条の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、申告書記載事項に単身児童扶養者に該当する旨の記載を不要とするため、「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改めるなどの所要の改正を行ったものでございます。

次に、第30条の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、第30条の2と同様、「扶

「養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改めるなど、所要の改正を行ったものでございます。

次に、第46条、法人の市民税の申告納付につきましては、租税特別措置法の改正に伴う項ずれによる条文の整備を行ったものでございます。

次に、第62条、固定資産税の納税義務者等につきましては、所有者不明土地または家屋に、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるとする等の地方税法の改正に伴う所要の改正を行ったものでございます。

次に、第66条、固定資産税の課税標準及び第66条の2、法第349条の3の条例で定める割合につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれによる条文の整備を行ったものでございます。

次に、第84条の2、現所有者の申告につきましては、土地または家屋の所有者として登記簿または補充課税台帳に登記または登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定が地方税法で新たに設けられたことに伴い、新設したものでございます。

次に、第85条、固定資産に係る不申告に関する過料につきましては、前条の新設に伴う条文の整備を行ったものでございます。

次に、第103条、たばこ税の課税免除につきましては、課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化についての地方税法の改正に伴う条文の整備を行ったものでございます。

次に、第105条、たばこ税の申告納付の手続につきましては、第103条の改正に伴う項ずれによる条文の整備を行ったも

のでございます。

次に、第110条、特別土地保有税の納税義務者等につきましては、第62条の改正に伴う項ずれによる条文の整備を行ったものでございます。

次に、第136条、都市計画税の納税義務者等につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれによる条文の整備を行ったものでございます。

次に、附則第10条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例につきましては、適用期限を3年間延長する改正を行ったものでございます。

次に、附則第12条、固定資産税等の課税標準の特例に関する読替えにつきましては、地方税法の改正に伴う項ずれなどによる条文の整備を行ったものでございます。

次に、附則第12条の2、法附則第15条及び第15条の8の条例で定める割合につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれなどによる条文の整備を行ったものでございます。

次に、附則第15条、令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例につきましては、改元に伴う条文の整備を行ったものでございます。

次に、附則第16条、附則第19条、附則第21条、附則第23条、附則第26条及び附則第28条につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれなどによる条文の整備を行ったものでございます。

次に、附則第34条、特別土地保有税の課税の特例につきましては、地方税法の改正に伴う字句の整備を行ったものでございます。

次に、第40条、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例につき

ましては、適用期限を3年間延長する改正を行ったものでございます。

次に、第2条は、摂津市税条例の一部を改正する条例（令和元年摂津市条例第25号）、令和3年1月1日施行の一部を改正する条例でございますが、個人の市民税の非課税範囲の単身児童扶養者という定義が削除されたため、改正規定を削除する改正を行ったものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項から第4項は、市民税に関する経過措置の規定でございます。

第5項から第11項は、固定資産税に関する経過措置の規定でございます。

第12項から第14項は、都市計画税に関する経過措置の規定でございます。

以上、報告第2号、摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第2号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程3、議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（山口総務部長 登壇）

○山口総務部長 それでは、議案第34号、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、市独自の施策を追加補正するものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,533万5,000円を追加し、その総額を373億6,933万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款19繰入金、項2基金繰入金1億4,533万5,000円の増加は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項2児童福祉費4,500万円の増額は、児童扶養手当を受給する世帯への激励給付金でございます。

款6商工費、項1商工費1億33万5,000円の増額は、事業継続が厳しい状況にある市内小規模事業者等への激励金でござ

ざいます。

以上、議案第34号、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員 幾つか質疑させていただきます。

冒頭、市長からも挨拶がありましたように、今日の事態を受けて、国から、都道府県から、そして、最も住民に身近な市町村でもいろんな対応がなされていますし、これからまた拡大し、対策が講じられるということになりますけれども、そんな中で、本市として、早速二つの激励金について、市独自の施策として提案されたことについて、冒頭、敬意を表しておきたいと思います。

その上で幾つか質疑に入っていきたいと思います。

最初に、ひとり親家庭への激励給付金の問題であります。

今回、いろいろ議案内容を見させていただいて、児童扶養手当受給世帯が対象だということでもあります。その中には、3月末、昨年末の時点でその対象世帯になっている方や、この4月中に対象世帯になるような方も一応対象だという話でありますけれども、子どもを取り巻く状況は、皆さんご承知のとおり、なかなかこういう制度に入っている、入っていないで把握できないところがたくさんあるかと思っています。子どもの貧困問題が言われておりますけれども、ぜひ、そんな中で、児童扶養手当受給対象世帯でなくても、条件として、そういう事態になっている方について、こういう制度も行き渡るようにしていただきたいと思うことから、そうした問題について、担

当として目配りしていただいて取り組みを進めていただきたいと思うんですけれども、各地でも子どもに関係する対策としていろんな政策が出ておりますけれども、市としての子ども対象の対策も併せて、また、支給の仕方についても含めて、まずご答弁いただきたいと思います。

二つ目は、ひとり親家庭の中で生活保護受給世帯がおられます。いつも問題になるんですけれども、公的な税金が投入された場合に、それを生活保護世帯について収入認定するかという問題がいつも問われます。今回、ご承知のとおり、厚生労働省も、4月21日時点で、もし生活保護受給者に対して、国の定額10万円の支給金について支給対象になった場合に、国としては収入認定すべきでないという通知を出しました。この通知を見ても、4月27日時点の住民基本台帳上の名簿記載者が対象でありますけれども、そういう中でも、生活保護受給者に対する受給について、最終決定内容の通知もぼちぼち入っておりますけれども、改めて国からわざわざこういう収入認定をしないということを通知しているわけで、その関連で、本市のこの5万円の激励金について、ぜひ、収入認定すべきでないという趣旨を生かして、そういう対応をすべきだと思いますけれども、国や大阪府の動きを含めて、現時点での収入認定問題についての本市の対応についてお尋ねしておきたいと思います。

次に、小規模事業所等の激励金の問題であります。

この間、新型コロナウイルス感染症問題で、市内の事業者も売上げが減少し、大変な事態になっています。今回、飲食サービス業、小売業等、約1,000者ということで対象数字が出ておりますけれども、ご承

知のとおり、この間、市内の個人事業者61名連名で、いわゆる助成金の支給を求めて嘆願書が提出されました。私ども日本共産党議員団も、4月7日の安倍総理の緊急事態宣言を受けて、緊急に市長や教育長に要望書を提出させていただきました。併せて、この間、市内の事業者に対する負担軽減を求めて、いろんなご意見が市長はじめ担当者にも来ているかと思えますけども、今回の10万円の激励金支給に至った経過について少し説明いただきたいと思えます。

二つ目は、この激励金の支給要件の一つである売上げ減少問題です。

国の給付金の100万円、200万円については、前年対比で50%、大阪府の給付金の50万円、100万円については、当初は70%減少が条件でありましたけども、この間、世論に押されて50%、国並みにその削減幅を見直そうとしておりますけども、本市の場合、どういいう売上げ減少なのかということについて、分かりやすく説明いただきたいと思えます。

もう一つは、実施要綱について、少し関連してお尋ねしたいと思えます。

いろいろ対象となる業種について一覧が出されておりますけども、その中で、支給対象者ということで第3条に規定しておりますけども、その(1)で、別表第1に掲げる産業分類に属する小規模事業者ということで文書が出されています。

そこで、産業分類、別表第1を見ますと、例えば、最初に百貨店、総合スーパーという名前があります。それから、最後には旅行業ということで、たくさんの業種の名前が出ていますけども、この業種別に大きな中規模以上の業種も入りますけども、いわゆる小規模事業者というのは、こ

の別表第1の中で具体的にどういいう業種が入るのか、少し説明をいただきたいと思えます。

以上、1回目です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 ひとり親家庭への激励給付金の支給対象者につきましては、本市におきまして、令和2年3月、4月、5月分の児童扶養手当受給者を対象としております。約900名の方が対象となりますけれども、現在の受給者の方につきましては本市で把握できておりますことから、対象者の方については、今議会で予算可決後、速やかに漏れのないように支給のお知らせをし、そして、児童扶養手当受給で指定されております口座への給付事務を速やかに進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 このたびのひとり親家庭への激励給付金が生活保護法上の収入認定にされるのか、されないのかというご質疑でございます。

ご質疑の中にもございましたように、過日、国のほうにおかれまして閣議決定されました特別定額給付金の生活保護制度上の取扱いというのが、私どもといたしましても一定目安と考えております。この取扱いにつきましては、令和2年4月21日付厚生労働省社会・援護局からの事務連絡というのがございました。その内容でございますけども、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、全国全ての人々への新たな給付金が盛り込まれ、給付対象者には被保護者も給付の対象とされる予定と、当該給付金が給付されることになった場合の収入認定の取扱いについては、収入として認定しない方針であるというもので

ございます。これは、あくまで現時点では、閣議決定されたということでございますが、今後、国におかれましても補正予算等の審議がなされていく、その過程で決定がなされていくのかと考えております。市といたしましても、今回の事務連絡の内容につきましても承知した中で、今後の国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 それでは、1点目の摂津市新型コロナウイルス感染症対策小規模事業資金等の激励金の支給に至りました経過についてご説明申し上げます。

議員がご指摘のように、複数の議員団からの要望、また、中小企業支援の一つでございますセーフティネット保証の申請件数の状況、それから、市内事業者などの様々な方の多くの声をいただいております。さらに、非常事態宣言によります要請や外出自粛によりまして、一般消費者が対象であります飲食店や小売店に大きな影響が見受けられ、特に小規模事業者の事業運営の継続が難しい店舗が見られましたため、本市としまして、直接的な最大限の支援をスピード感を持って行う必要があるとの判断で、今回の摂津市新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金の支給に至りました。

2点目の売上げ減少についてでございますが、これにつきましては、申請月の前月の前年同月と比較いたしまして売上げが減少していることを、確定申告書の写し及び帳簿関係書類により確認することを原則としております。ただし、事業者によりましては、様々な事業のサイクルもございますので、帳簿関係書類によりまして丁寧にお聴きをして、売上げの減少を確認してまい

りたいと考えております。

3点目の実施要綱によります業種の件でございますが、新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金支給事業実施要綱第3条第1号及び第2号に規定しております別表第1の産業分類にお示ししております小売店、及び、別表第2の産業分類でお示ししております飲食店及び理・美容業、洗濯業、旅行業を対象にしております、小規模事業者等の定義につきましては、同要綱の第2条のところへ、中小企業基本法の用語を引用しまして、第2条の小規模事業者につきましては、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業所を対象としております。中小企業者につきましては、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものということにしております。

以上でございます。

○村上英明議長 答弁を求めます。副市長。

○奥村副市長 それでは、10万円の今回の支給の経緯について、もう少し大きい見地から答弁させていただきたいと思っております。

毎年、日本銀行では、年4回、四半期ごとに統計法に基づきます全国企業短期経済観測調査、いわゆる短観と言われるものでございますが、最新4月に発表されております。既に4月の発表の中には新型コロナウイルス感染症の影響も大きく出ております。景況感を示す業況判断指数は、大企業、それから中小企業とも落ち込んでおります。とりわけ中小企業におきましては、市民生活に身近な小売業や飲食サービス業

での落ち込みは大きくなっております。

この短観の調査対象は、中小企業では資本金2,000万円以上1億円ということでございますが、小売業の中小企業で20ポイント、それから、飲食サービス業で52ポイントと急減しております。このようなことから、休業要請や営業時間短縮、それから外出自粛や消費意欲低下から、データには対象となっておりますが、とりわけ零細企業、個人事業におかれましては、さらに厳しい経営環境にあるのは想像に難くないと言えます。

国においては国民一人当たり10万円の給付が予定されておりますが、我々地方自治体では、財政的な制約の中、一定の予算の範囲内での対応で、全ての市民の皆様方に支援は困難であります。よって、経営環境が厳しく、苦境に立たされておられます飲食サービス業、小売業の皆様方の支援を、一定の範囲ではあります、実施させていただくものであります。

また、ひとり親の支援金でございますが、予算編成に際しましては、過去から重点化テーマとして掲げております令和2年の重点化テーマには、「こども」、「健康」、「安全・安心」と掲げさせていただいております。学校の長期休校措置で皆様方には多大な迷惑をおかけしておりますが、これも特定の方にはなりますが、特に平日頃、子育てにご苦労されておられますひとり親家庭に対しまして、金銭的な支援、応援、激励の意味を込めまして実施させていただくものでございます。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 そしたら、2回目の質疑をさせていただきますが、最初のひとり親家庭の問題であります。

簡単に答弁をいただいたんですけども、

もっと詳しい答弁があるかとちょっと思っておったんですけども。

支給時期について、マスコミの出しているニュースでは5月上旬と言っておりますけども、連休前に振込口座に振り込むのか、時期的な問題もついでにちょっとご答弁をいただきたいと思いますが、1回目に質疑した観点というのは、皆さんもご承知のとおり、なかなかしんどい状況におられる方がたくさんおられるというのはお互いに分かっていると思いますので、例えば、親が見れない児童・生徒の家庭もあります。その代わりに、おじいちゃん、おばあちゃんが対象子どもである児童・生徒と一緒に住んで、ただ、住民票はそこにはないわけですね。そういう所帯も当然ありますし、いろんなケースがあると思っております。過去、いろんな制度については、捕捉率の問題がいつも議論になりますけども、元来はちゃんと申請すれば受けられる、そういう状態にある方々がなかなか制度を利用できないということもありますので、今回、こういう事態の中で、せつかく5万円の激励金を出すことになったわけで、ぜひ目配りしていただいて、一つはきちんと渡すようにしていただきたいということで、これについては強調しておきたいと思っております。だから、支給時期の問題について少し答弁をいただきたいと思っております。

収入認定の問題であります。

国もこそくで、4月27日時点の住民基本台帳に掲載というのが最低の条件と言っているのに、その一方ではこういうことを言っていると。被保護者に対する給付の対象について、予定という言葉を使っているわけですね。そういう点で、なかなかちょっとこそくだなと思っておりますけども、しかし、厚生労働省が収入認定をしな

いということで改めて通知をしているわけでありますから、ぜひそういう趣旨を生かした対応をお願いしたいと思います。

ちなみに、今日のインターネットを見ますと、あるニュースでは、4月21日の厚生労働省の通知を受けて、記者会見の中での質問に対して、収入認定しない理由についてこう述べています。全ての人に一律に支給するという給付金の趣旨に基づいたと発言されていますので、当然、国の姿勢は明確でありますので、ぜひ、市長はじめ担当部長も、所管を通じてきちっと現場の声を上げていただいて、この趣旨が生かされるように、収入認定されないように、そういう計画をつくるために最大限努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

小規模事業者に対する問題であります。

この間の経過については、ご説明いただいたので大体分かりますし、副市長からも全体的な話がありました。ちょこちょこそういう対象の方々を訪問させていただいておるんですけども、市は努力していただいて、こういう制度をつくらうとしているというお話をさせていただくんですけども、やっぱりそれでもなかなか営業はしんどいと、固定費も出せないといういろんな声も上がっておりますので、今後とも実態把握に努めていただいて、これ1回きりじゃなくて、さらに市としてどういう対応ができるのか、努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

売上げの減少問題については、申請月の前月の1年前との比較ということで言われました。減少率については詳しいパーセントがなかったわけでありますけども、5%であっても10%であっても、減少しておれば弾力的な運用で支給するというところで

理解していいのかという問題。

対象業種について、少し細かいんですけども、分かりやすく説明いただくということで教えてほしいんですが、例えば、身近な生活に大きな影響を与えているコンビニの問題ですね。例えば、地元コンビニがあります。セブンイレブンにしても。順番にローテーションを組んで仕事をされていますけども、先ほど20名とか5名とかの話がありました。こういう身近にあるコンビニのところはどうなのかということで、単純な質疑でありますけども、お答えいただきたいと思います。

そして、2回目の最後に、議案とは関係ないんですけども、国のほうの補正予算の審議が、昨日のニュースでは4月30日にやるとあります。後から申し上げますけども、やっぱり最初の出発の自治体独自の対応だと思っていますけども、今後、国も大阪府も具体的な提案をされている中身が実施に移行していきますけども、今後、定期的な市議会は6月に控えています。国や大阪府の関係で、今日は臨時会でありますけども、今後、6月の定例会までの間に臨時会があるのかどうかも含めて、どう流れていくのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上、2回目です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 今回のひとり親家庭への激励給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に影響を受けておられますひとり親家庭の方の収入面でのご支援という観点でございます。現在、振り込み日につきましては、できるだけ早くということで、5月上旬、早ければ4月末にお手元に届くような準備を進めているところでご

ざいます。

以上です。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 業種につきまして、コンビニという例を挙げられてのご質疑でございますけれども、まず、先ほど申し上げたように、中小企業者であるのか、小規模企業者であるのか、そういったところの資本金規模、それから従業員の数に応じて、個々でご判断させていただきたいと思っております。コンビニであるからできる、できないというような対象にはならないと考えております。

○村上英明議長 先ほどの減少率の件について、答弁をもう一度お願いできますか。生活環境部長。

○松方生活環境部長 減少率につきましては、議員のお見込みのとおり、何%ということの設定はしておりません。減少が見られることによりまして対象としていきたいと考えております。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 それでは、ご質疑の中で臨時議会云々というお話がございました。私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

今回、臨時議会開催をお願いいたしまして、補正予算、それから特別職の職員の給与に関する分の上程を予定しております。これらが可決されますと、これを速やかに実施していきたいと思っておりますが、先ほど質疑の中に、国のいわゆる一律10万円、これが、情報によりますと4月30日に成立予定と聞いております。国におきましても、速やかにそれぞれのご家庭に10万円を交付するというようなことを云々されておられますので、6月議会を待っては非常に遅くなってしまいますので、それ

らに対応していきたいと思っております。

それから、府のほうも、いわゆる中小企業の休業要請事業者に対する協力金、これも市町村の2分の1というお話もでございます。それは十分議論されておりましたが、それらがもし可決されるとなれば、もちろん市の負担も当然出てまいります。そういう意味からも、国・府それぞれスピード感を持って対応されておられますので、そのスピード感に遅れることのないように、また議員の皆様方にご相談させていただいて、臨時議会の要請もさせていただくこともあると思います。

以上です。

○村上英明議長 それでは、3回目ということで、野口議員。

○野口博議員 最後に一言だけ申し上げて終わりたいと思いますが、今の事態は初めての経験でありますし、大変な生活なり営業をなさっています。そんな中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を示す数字として、ちょっと紹介しながら一言申し上げたいと思うんですけども、摂津市の緊急小口資金の申請状況について、おとこの時点でありますけれども、200件の相談があり、76件が申請をされたと、そのうち28件が交付されたというのが一つあります。そして、20日から始まった生活困窮者対策としての住居確保給付金の制度が始まりましたけれども、早速、この摂津市でも、20日、21日、22日の3日間で25件の申込みがあったと。併せて、企業向けの支援策としてのセーフティネット保証の4号、5号についてもたくさんふえています。自治体は認定証を発行するわけでありまして、その認定証の発行件数が昨日時点で279件という大変な数字であります。こういうことに表れていますよう

に、これからもっともっと影響が出てくるだろうと思っています。

そんな中で、全国の市区町村も第1弾について取り組みがなされようとしていますけども、いろんな事態をつかむ中で、第2弾、第3弾ということでこれから取り組むことが大事だと思っています。

ちなみに、吹田市が臨時議会に提案する中身がアップされました。ちょっと紹介させていただきますけども、例えば子育ての問題では、ゼロ歳から中学卒業まで一人当たり臨時特別交付金1万円を支給しますと。未就学児の給食費、これは来年3月まで無償化。小学生の給食費もそうであります。中学生は半額と。本市のように、児童扶養手当の方々に対して同じく5万円あります。国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者に対する傷病手当金を支給しますということも入っています。

いろいろ近隣各市も含めて、これからどんどん市独自、自治体独自の政策を打っていくだろうと思っていますけども、今日、第1弾として決意していただいて、二つの激励金が提案され、審議に至ったわけありますけども、今日が出発だという気持ちでお互いに取り組んでいくということ、そういう決意を申し上げて質疑を終わります。

○村上英明議長 ほかにございますか。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今回の新型コロナウイルス感染症が、どんどん影響が大きくなっていくということについて、私どもの党からも対応の支援の要望もさせていただく中で、いち早く今回、対応していただいた支援策を発表していただいたということにつきましては、大変感謝を申し上げたいと思います。

その中で1点だけ、今回の小規模事業者激励金の件でございますが、要綱をいただいて、ずっと見させていただいている中で、今までほかのいろんな制度の中では、要件として、税を滞納している、いないということが要件になっているんですけども、もともと厳しい状況になっている中で、滞納した分を分納しているとか、保険料を分納しているという方も中にはおいでになるんですけども、そういうことについてどうされるのかということで、ちょっと事前に担当課のほうにお聞きをしたときには、できるだけそういう部分は考慮してもらえようようにしていきたいということもおっしゃっていましたが、この際、改めて、こういう税金とか保険料を分納されている方についての対応についてはどのようにされるのか、聞いておきたいと思います。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 納税分納等についてのご質疑でございますけども、基本的には納税はいただくものと考えておりますが、今の時世の状況でございますので、その部分につきましては、担当においても柔軟にご質問、ご相談に応じながら進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ぜひそのように柔軟な対応をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 ほかにございますか。三好俊範議員。

○三好俊範議員 新型コロナウイルス感染症で密集を避けるべきと言われておりますので、本当に1点だけ確認したいことがございますので、それだけお伺いします。

小規模事業者の激励金のほうなんです

が、事前の説明におきまして、1事業所に対して10万円という説明を受けていたと思います。ただ、本日いただいております要綱(案)のほうにはそういった文言がなく、その点だけ、どういった形で処理されるのか確認したいと思います。例えば、2店舗を営業されている方もいらっしゃると思うんですが、それを、例えば会社を別にしている人も中にはいると思うんですが、そういった形の方は、例えば2回分いただくことができるのか、その辺の確認だけ、1点だけお伺いしたいです。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 一つの事業者の中で、従業員とか資本金の状況、これを見させていただいた中で判断させていただきたいと思っております。店舗数等の分については、個々の業者の対応をお聞きしながら判断をしていきたいと考えております。

○村上英明議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 それでは答えになっていないと思うんです。個々の業者による対応ということは、ちょっと答えにはなっていないと思うので、現時点でも結構です。どのように考えておられるのでしょうか。例えば、いろんな場合がありますが、例えば、クリーニング屋もされていて、一方で、もう一個違う事業として飲食店もされている方もいらっしゃると思うんですね。それは会社を分けていると、ただ、経営者は一緒だという場合はもらえるのか、10万円なのか、20万円なのか、そこだけちょっと確認したいと思います。もうちょっとはつきり、現時点でも結構ですので、そこだけもう一度お願いします。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 ただいまのご質疑で、例えばクリーニング屋と別の業種を2業種

やられているということでありましたら、各業種ごとの10万円ということになります。

○村上英明議長 3回目ということで、三好俊範議員。

○三好俊範議員 理解しましたので結構です。

○村上英明議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

冒頭に、新型コロナウイルスの感染により亡くなられました方々のご冥福と、治療を受けておられる皆様の回復をお祈り申し上げますとともに、一日も早い終息を願います。

新型コロナウイルス感染症の猛威は、世界200か国・地域、死者17万人を超える世界的流行に発展しました。世界中が感染拡大防止に取り組む一方で、日本国内においても、緊急事態宣言の発出により、イベントの中止、臨時休校といった政府の要請もあり、不要不急の外出控えから消費の機会が極端に消失し、飲食業をはじめ、様々な業種で甚大な影響が生じています。

こうした新型コロナウイルス感染症の影

響で事業や生活が激変してしまった方々に対し、迅速かつ的確な支援策を講じ、雇用や日々の生活を守っていくという観点で、私ども公明党議員団は要望書としてまとめ、森山市長に提出をさせていただきました。このたび、市民の皆様へ安心と希望をお届けできる本市独自のスピード感ある支援策としてご提案いただきました本市の姿勢に対し、高く評価をいたしたいと思えます。さらに、今後の情勢に応じては、支援第2弾の検討も要望いたします。

今回の二つの議案についてですが、初めにひとり親家庭に対する支援についてです。

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校措置に伴い、保護者が仕事を休まざるを得ない状況が続いております。特に、経済的影響を受けやすいひとり親家庭は、一時的な就労収入の減収により、日常生活に支障を来す苦しい立場に追い込まれております。今回の約900世帯に対する一律5万円の支給は、支援を必要とする方々に目を向けた先手を打った取り組みであり、ひとり親家庭の生活の安定を図る力強い支援策であると高く評価いたします。今後も、市民の生活に寄り添った施策を展開していただくことを期待いたします。

次に、市内の飲食店及び小売業等に対する支援でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、一部企業ではリモートワークの推進に取り組まれておりますが、店舗を持つ飲食店及び小売業等ではなかなか難しく、事業運営に深刻な影響を及ぼしている状況でございます。さらに、外出自粛要請を受け、飲食店及び小売業等においては、営業時間の短縮や臨時休業対応を余儀なくされ、来店者数が減少し、売上げに大きな影響を与えて

おります。

このような中、市独自の緊急支援策として、売上げが減少する飲食店及び小売業に一律10万円の支給を決定されたことは、一刻の猶予も許されない大変厳しい状況において、小規模事業者の皆様への先行きが見えない不安を少しでも和らげることができるものと評価をいたします。市民の皆様は、この先の生活や事業に対し、大きな不安を抱えておられます。森山市長の新型コロナウイルス感染症の支援に関し、迅速な対応にご尽力いただきました点、高く評価をいたしたいと存じます。

一方、市民生活の現場では、様々な課題が日増しに深刻になっております。健康寿命の延伸を目指し、力点を置いて取り組んできた本市であります。不要不急の自粛を執行されている、特に高齢者の方々の運動量が減り、体力の低下や、人との関わりが閉ざされ、認知症の心配等が挙げられます。民生委員やライフサポーターにもご尽力をいただいておりますが、市として、高齢者の方々の支援に対しても迅速に対応を求めます。

また、長引く休校により、児童・生徒の学習機会が減少し、学力低下が大変心配な課題です。また、教員や友達とのつながりも薄れることから、心のケアへの対応も必要と考えます。教育現場では、様々な取り組みをされ、ご尽力いただいていることを感謝するとともに、例えば、インターネットを利用したICT機器の活用や、ICT支援人材の拡充などに取り組まれ、未来ある子どもたちに強力な支援を早期に実現できますよう、強く要望いたします。

そして、外出自粛の影響により、家族で共有する時間がふえ、絆を深めた点は新たな機会であったと思えますが、一方、生活

不安やストレスの発散に窮し、家族間のトラブルに発展する可能性もあります。これらが転じて、あってはならないDVにつながるような対策を講じていただきたいことを要望いたします。

今まで経験したことのないこの大変な状況を乗り越えていくために、これからも不測の事態に直面する市民の皆様の声に耳を傾け、住民生活、市内事業者の窮状に対応できる市政運営を行っていただきたいことをお願いし、公明党議員団を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○村上英明議長 安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表して、議案第34号に対する賛成討論を行います。

本補正予算は、摂津市独自の新型コロナウイルス感染症対策として、児童扶養手当を受給するひとり親世帯へ5万円の激励給付金を、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市内の飲食店、小売事業者等に10万円の激励金を支給する予算が計上されました。外出自粛や休業要請等により収入が落ち込む市民、中小事業者、フリーランスへの行政による現金給付や休業補償など直接的支援は、これらの人たちを激励するとともに、感染拡大防止策としても大変重要です。政府の現金給付や休業補償などが遅れてきている中、摂津市独自で先行して激励金として給付に踏み切ることを評価しつつ、さらなる支援策の充実に向け、以下3点意見を述べます。

第1に、児童扶養手当受給者に対する激励給付金についてです。

自粛による収入減少で新たに児童扶養手当対象となる世帯や手続漏れの世帯などへ

の柔軟な対応、自粛生活の中で子育てに困難を抱える家庭、虐待などから居場所を失いかねない児童や、その保護者へのケアなど、総合的支援を求めます。

また、厚生労働省が、10万円の一律給付に関する事務連絡の中で、生活保護利用者への支給に際しては、給付を収入として認定しないように求めており、今回の給付金も同様に収入認定しないように求めておきます。

第2に、小規模事業者等激励金についてです。

先日、市内の飲食店主有志の方々が、摂津市に対し、融資制度などの支援策の手続の簡略化、迅速化とともに、摂津市独自の財政支援を求める嘆願書を提出されたと聞きます。地域社会を担う中小飲食店など現金収入で生計を立てている事業者の皆さんにとって、感染予防とはいえ、外出自粛、休業要請は、直接なりわいの維持継続に関わる重大問題です。だからこそ諸外国ではいち早く休業補償を実施しているのだと思います。この間、政府は、休業補償に消極的な姿勢を示し、大阪府も、当初、知事が休業補償は困難と表明されていましたが、事業者や世論の切実な訴えが一律10万円給付への方針転換や持続化給付金制度創設などへつながってきました。今回の摂津市独自の激励金は、市内飲食店などの事業者を大いに励ますものです。さらに、収入減少の一方で大きな負担となっている家賃、光熱水費、リース料など、固定経費の補助制度の創設も求めておきます。

第3に、融資や給付制度など様々な支援策を実効あるものとするためにも、迅速かつ分かりやすい情報提供や簡易な手続が重要です。相談、申請、給付手続など、人員体制の強化を求めます。

日本共産党は、政府の補正予算案に対して、感染爆発、医療崩壊を止めるため、外出自粛、休業要請と一体の補償、検査体制強化と医療現場への本格的財政支援を提起しました。同時に、大阪府、摂津市にも、新型コロナウイルス感染症対策に関する申入れなどを行ってまいりました。市民、市内事業者の実態、要望を的確に把握し、本支援策の継続はもちろん、国や大阪府にも働きかけながら、求められている第2、第3の支援策を講じていくことを強く要望します。

今、大切なことは、社会に分断を持ち込まず、新型コロナウイルス感染症打開へ協力して知恵と力を尽くすことです。現在、医療従事者、介護・障害者福祉・保育・教育関係者など、感染リスクに立ち向かいながら休むことなく働いておられる皆さんに心から敬意を表するとともに、私たち日本共産党議員団も全力を尽くしていくことを申し上げ、賛成討論といたします。

○村上英明議長 香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、大阪維新の会議員団を代表しまして、議案第34号に対して賛成の立場から討論させていただきます。

まず初めに、昨今の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。そしてまた、医療従事者をはじめとして、緊急事態宣言が出された現状でも社会のためにご尽力いただいている方々に敬意を表します。

この新型コロナウイルス感染症の被害は日に日に拡大され、世界では250万人以上の感染者数、死者は18万人を超えました。日本でも1万1,500人の感染者が、そして、280人の方が命を落とされ

ています。さらに、経済状況も、年初2万4,000円台であった日経平均株価は、一時1万6,000円台へと下落していません。終わりの見えない状況に不安を抱え暮らしている方々が多い中だからこそ、私たちは、危機的な状況を打開すべく、冷静な判断力が求められている今ではないでしょうか。今こそ悩む人の声を聴き、助ける方法や補償を出すことで、みんながお互いに協力する社会へと変わるきっかけにしておく必要があると考えます。

そんな中、臨時議会が急遽決まり、摂津市による新型コロナウイルス感染症対策としての第1弾が発表されました。摂津市新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金支給事業であります。先般発表された大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金やセーフティネット保証制度では、利用したいが返済の自信がない、そう思うと申し込めないという声がたくさん聞かれました。今すぐにでも支援が必要な状況であるにもかかわらず、先の見えない状況に、前に進めない苦悩を抱えていた事業者の皆さんも多くいらっしゃったと思います。このたびの制度は、そういった方々に寄り添った形の施策だと大変評価いたします。

しかし、市長は常々、摂津市は約4,000の事業所があり、産業のまちだとおっしゃっております。その恩恵を受けているのであれば、もっともっと恩返しをしていかなければなりません。有事の際こそ市政が問われます。

そして、今回のこの施策は、府の休業要請の補償に漏れた方を救うとのことですが、例えばNPO法人などは対象になっておりません。非営利のNPO法人においては、利益を出せない性質上、平時から毎月

のやりくりが大変です。そして、現在、この状況において、補償が何もない状況、家賃が払えないという話も聞こえてきます。そういった今回の制度から漏れた事業所に対して、今後、支援の枠を広げていただくよう要望いたします。

次に、摂津市新型コロナウイルス感染症対策ひとり親家庭激励給付金支援事業についてであります。貧困率が一番高いひとり親という枠組みをまずは救うという姿勢は本当に大事です。しかしながら、昨今、この貧困率という数字は当てにはならないのではないかと感じているところでもあります。なぜなら、今回のこの新型コロナウイルス感染症は、今まで日常生活を過ごしていた人たちにも直撃し、来月どうなっているのか、あしたどうなっているのか分からない状況に陥っているからです。ひとり親というのは、確かに厳しい状況である場合が多いのは事実ですが、両親がそろっていても厳しい人もいます。そういった方々が、財政的にしんどいからと離婚するケースも多く、一部ではコロナ離婚なんて言葉も出てきました。

まずはこの方々にと絞るのは仕方がないです。むしろ賛成であります。しかし、先ほども申したとおり、離婚促進につながるようでは市政として駄目だと感じます。まず第1弾はひとり親に、第2弾は子育て世帯にというように広げてもらうよう強く要望しておきます。

そして、今回のこの案件において重要なのは、新型コロナウイルス感染症がいつ終息するのか分からないという点です。両議案ともに強く要望したいのが、今回単発というわけではなく、継続的に支援していただけるよう、早急な仕組みづくり、支援施策を強く強く要望いたします。

最後に、大阪府休業要請支援金に対する摂津市の対応について述べさせていただきます。

この制度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態措置により、休業要請を受けて売上げが半減した中小企業に100万円、個人事業主に50万円の支援をする制度です。大阪府と各市町村の共同支援金で、費用負担は半分ずつであります。本当に困っている市内事業者を救うという観点から、本市におきましても、この制度にご協力いただきますことを強く要望いたしまして、大阪維新の会議員団を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○村上英明議長 松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、自民党・市民の会を代表いたしまして、市長が提案されました議案第34号について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症においでお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、医療関係者はじめ、本市でも、市長、そして日々対策に懸命に取り組まれている方々に敬意を表します。

本市は、2月下旬から市イベントを延期、中止し、それから終息する気配は見えず、4月7日には政府による緊急事態宣言が出され、5月6日までの休業要請などが行われています。これによって、学校休業、一部企業の休業、不要不急の外出制限など、経済活動に多大な影響を及ぼし、リーマンショック以上と言われる現状がございます。そんな中で、少しでも影響緩和を図り、市民、そして中小企業を守る取り組みが求められています。

まず、事業継続に厳しい状況にある市内事業者の支援では、国の給付制度の要件に

満たない事業者や、大阪府の休業補償対象でない業種も助け、幅広く影響を受けている事業者を支援し、かつ、できるだけ早く手元に支援を届けようとするもので、中小企業のまち摂津に適したものであり、評価いたします。また、ひとり親世帯の生活を支援する取り組みについては、悪化する経済状況の中、特に影響を受けやすい方々に焦点を当て、迅速に支援するもので、評価いたします。

最後に、これらの支援がより迅速に必要とされる方々の手元に届くよう取り組むこと、また、今後、大阪府や国の支援手続が本格化する中で、迅速かつ丁寧に対応する体制構築や、今後の市民の声や中小企業の状況を見据え、第2、第3の支援策も考慮しつつ、教育委員会も含め、オール摂津として新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれることをお願い申し上げ、自民党・市民の会を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○村上英明議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で討論を終わります。

議案第34号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議案第35号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 議案第35号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料も併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言後、大阪府からの外出自粛や休業要請等により、日常生活に多大な影響が生じているご家庭や事業者の方に対する支援策として、ただいまご可決いただきました議案第34号の一般会計補正予算等も踏まえ、特別職の給料月額を、特例として5か月間、20%または10%減額するため、改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例の附則に、令和2年5月1日から9月30日までの間、特別職の給料月額を、特例として、同条例第3条に定める給料月額から、市長は20%を、副市長及び教育長は10%を減額する旨と、地域手当、期末手当及び退職手当の算出の際には、その基礎となる給料月額を減額前の額で計算する旨を規定する項を加えるものでございます。

なお、改正条例の附則といたしまして、この条例は令和2年5月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第35号の提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第35号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議会議案第7号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 ただいま上程となりました議会議案第7号、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、政府による緊急事態宣言が出されたことに伴い、大阪府においても、不要不急の外出自粛を促すとともに、事業者への休業要請が実施されておりますが、いまだ終息の兆しが見えない状況が続いており、市民の生活や事業者の事業継続に対して深刻な影響を与えております。本日、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第1号)が全会一致で可決されましたが、新型コロナウイルス感染症につきましては、今後も長期化することが想定されますことから、人員体制の確保や継続的な支援が求められます。このような中、摂津市議会といたしましても、この未曾有の事態の中で早急に対応するため、今臨時会において議員報酬の減額を提案するものでござ

います。

内容といたしましては、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例附則に、令和2年5月1日から同年10月31日までの間における議員報酬月額の特例といたしまして、第2条の規定にかかわらず、同条の表に定める額から、その100分の10に相当する額を減じた額とし、ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は同表に定める額とする旨の項を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和2年5月1日から施行することを規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第7号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和2年第1回摂津市議会臨時会
を閉会します。

(午前11時17分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

摂津市議会議長 村 上 英 明

摂津市議会議員 藤 浦 雅 彦

摂津市議会議員 安 藤 薫

☆ 添 付 資 料

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 2 号	摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件	4月23日	承認
議案 第 34 号	令和2年度摂津市一般会計補正予算(第1号)	4月23日	可決
議案 第 35 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	4月23日	可決
議会議案 第 7 号	摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	4月23日	可決